

令和 7 年 8 月 12 日

第 8 回

議 事 錄

小国町農業委員会

令和 7 年第 8 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 1 時 30 分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 206 号室～209 号室
3. 出席委員（農業委員 8 名 計 7 名）

会長	石松 雄平
会長職務代理者	穴井 英雄
委員	欠席
	3 番 穴井 幸子
	4 番 松野 英一
	5 番 時松 達也
	6 番 飯沼 由彦
	7 番 時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	宮原地区 麻生 輝雄・小田 清
	西里地区 佐藤 三代司・佐藤 義昭
	黒渕地区 大塚 哲治

4. 欠席委員
田代 カズヨ 農業委員、梅木 隆志 推進委員

5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 第 3 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 第 4 議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第8回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 穴井英雄委員、5番 時松達也委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。令和7年8月12日提出。小国町農業委員会会长石松雄平代読です。議案第1号 番号1です。農地の所在は、宮原字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、1,960 m²です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。

詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が796 m²です。借入地は、田が1,811 m²です。3ページに作付け予

定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。6ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。特に違法しているような報告はありません。7ページが航空写真の位置図、赤い箇所は申請地になります。8ページに現地立会時の写真、9ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦農業委員から報告をお願いします。

6番　　この案件については、8月5日に私と穴井幸子農業委員、麻生推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。すでに買い手の方が耕作をしている状況です。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わりります。

議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番　　買い手の方は、何年も前から作られているのでしょうか。

係長　　買い手の方の父親の代から耕作されているようです。長年耕作している農地ということになります。

議長　　それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長　　全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。

議長　　日程第3　議案第1号　番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長　　同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号　番号2です。農地の所在は、黒渕字〇〇、字〇〇、〇〇の3筆です。地目は〇〇が登記簿、現況共に、田、〇〇、〇〇が、登記簿、現況共に畠、合計面積1,534m²です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。

詳細は、タブレット端末の資料1の10ページからです。10ページが許可申請の写しです。11ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、南小国町にある田が803m²です。借入地は、小国町で田が1,631m²です。12ページに作付け予定の作物と面積、今回の申請地につきましては、畠の部分の作物を作付けする予定です。その下の欄に農機具等の保有状況、農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。13ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。14ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。15ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。16ページが航空写真的位置図、赤い囲みは今回の申請地です。17ページに現地立会時の写真、18ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の事務局から報告をお願いします。

事務局　　この案件については、8月5日に石松会長と大塚推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、農地として管理されている土地と極小な農地でした。今後は、譲り受け人によって耕作していくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1番 場所はどこですか。買い手の方が前から管理されていましたか。

係長 場所は、黒渕の〇〇集会所付近です。買い手の方が管理していたとは、聞いていません。別の方が管理されていたようです。説明は以上です。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。

議長 日程第4 議案第2号 番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の2ページを開いてください。農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年8月12日提出。小国町農業委員会会长石松雄平代読です。議案第2号 番号1です。この案件につきましては、農地の転用案件です。農地の所在は、西里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の5筆です。地目は、登記簿、現況、5筆共に畑、転用面積は、1,345 m²です。申請人は記載の通りです。転用目的は、山林として転用するためです。備考欄に記載していますが、追認許可の申請となるため始末書が添付されています。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。19ページが許可申請書の写しです。20ページに事業計画書が添付されています。土地の選定といいましては、申請地周辺が山林に囲まれていたためです。事業の目的及び必要性につきましては、高齢になり農業を継続することは難しくなったため杉を植林したことでした。給排水計画につきましては、山林のため給排水はありません。雨

水は、自然浸透もしくは自然流下。すでに山林となっているため資金計画もありません。現在は 220 本の杉が存在しています。21 ページが始末書になります。40 数年前に所有者の父親が畠に杉を植え現在に至っており、農地法の許可を得ずに山林にしてしまっていたこと、また無断転用について深く反省し、今後法の遵守に努めることが記載されております。22 ページに航空写真上の位置図です。国道沿いの土地です。23 ページが配置図です。国道の登坂車線から見える山林です。現地を申請者と一緒に事務局が立ち合いました。24 ページが給排水計画図です。申請は、谷のような地形で自然浸透もしくは国道のほうに自然流下されているようです。基本的には、山林ですので自然浸透ということです。25 ページが現地立会時の写真、26 ページが確認書です。説明は以上です。

- 議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野英一農業委員から報告をお願いします。
- 4 番 この案件については、8月5日に私と佐藤三代司推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、すでに杉山となっている状態でした。当時の所有者が許可を受けずに転用をしてしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。
- 議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 6 番 申請者がもし農地を取得する場合、法令遵守の状況として 4 条の違反になりますか。
- 係 長 違反転用者として熊本県に報告された場合は、農地法第 3 条許可申請書の添付書類である法令遵守の状況に違反有に丸が付くと思われます。
- 議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 以上をもちまして、小国町農業委員会第8回総会を閉会致します。

令和7年第8回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

5 番